

「(仮称) 宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」策定に係る  
教育・保育事業等の「量の見込み(暫定値)」(案)について

平成26年3月

宇都宮市

## 目次

はじめに	1P～3P
I 教育・保育施設および地域型保育事業	4P～10P
II 地域子ども・子育て支援事業	12P～42P
① 妊婦健康診査	13P
② 乳幼児家庭全戸訪問事業	15P
③ 養育支援訪問事業	17P
④ 地域子育て支援拠点事業	19P
⑤ 利用者支援	23P
⑥ 一時預かり事業等	25P
⑦ 子育て援助活動支援事業	31P
⑧ 子育て短期支援事業	33P
⑨ 時間外保育事業	35P
⑩ 病児保育事業	37P
⑪ 放課後児童健全育成事業	41P

## はじめに

### 1 教育・保育事業等について

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援の充実により、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指すものであり、教育・保育事業等とは、子ども・子育て支援のために実施する、幼稚園や保育所・認定こども園、家庭的保育事業などの教育・保育施設・地域型保育事業および地域・子ども子育て支援事業（利用者支援、地域子ども・子育て支援拠点事業、妊婦健診など）のことをいう。

### 2 「量の見込み」の基本的な考え方

- ・ 「子ども・子育て支援事業計画」（以下、「支援事業計画」という）は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めるものである。
- ・ 「支援事業計画」に位置づける、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」にあたっては、基本指針に基づき「現状の分析」・「現在の利用状況及び利用希望の把握（ニーズ調査の実施）」及び基本指針で示された「参酌標準」を参考として見込み量を定めるとともに、算定にあたっての考え方を示す必要がある。
- ・ 上記の点を踏まえ、基本指針に沿った算出方法を示した国の『手引き』（※）により算出した値を検証したうえで、本市の「量の見込み」の考え方を整理し、それに基づいて算出した値を本市における「量の見込み」として示す。

[※『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の手引き』]

- ・ また、基本指針により事業の対象者の実人数等を見込むこととされている事業（※）については、本市における事業の実績値等から算出した値を本市における「量の見込み」として示す。

[※利用者支援、妊婦健康診断、乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業]

- ・ ニーズ調査以外に実施した調査（※）の結果についても、ニーズ調査と併せて需要の分析を行い、必要に応じて「量の見込み」にあたっての基礎資料とする。

[※幼稚園における保護者の就労状況等の調査、放課後児童クラブに関するアンケート調査]

《 参考：国の『手引き』による算出方法 》

<手順1> 「第5次宇都宮市総合計画（後期基本計画）」による本市の総人口の推移を基に、  
計画期間（平成27年から平成31年）における「推計児童数」を算出

<手順2> ニーズ調査による保護者の就労意向により、「潜在の家族類型」を算出する

<手順3> 「推計児童数」に、「潜在の家族類型」を乗じた「家族類型別児童数」を算出し、  
各教育・保育事業等に対する「利用意向率」を基に「量の見込み」を算出

【計画期間における推計児童数】

（単位：人）

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳～5歳	29,016	28,171	27,368	26,534	25,701

「推計児童数（人）」×「潜在の家族類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝国の手引きによる「量の見込み（人）」

3 本市における「量の見込み」の取扱いについて

- ・ 今回検討する教育・保育事業の「量の見込み」は、現在の教育・保育の利用状況及びニーズ調査による子育て世帯の将来的な利用希望を勘案した上で、暫定的に整理したものである、「支援事業計画」の策定において、教育・保育の提供区域等を踏まえて今回の暫定値を精査し、計画に位置付ける最終的な「量の見込み」を確保方策とともに決定していく。

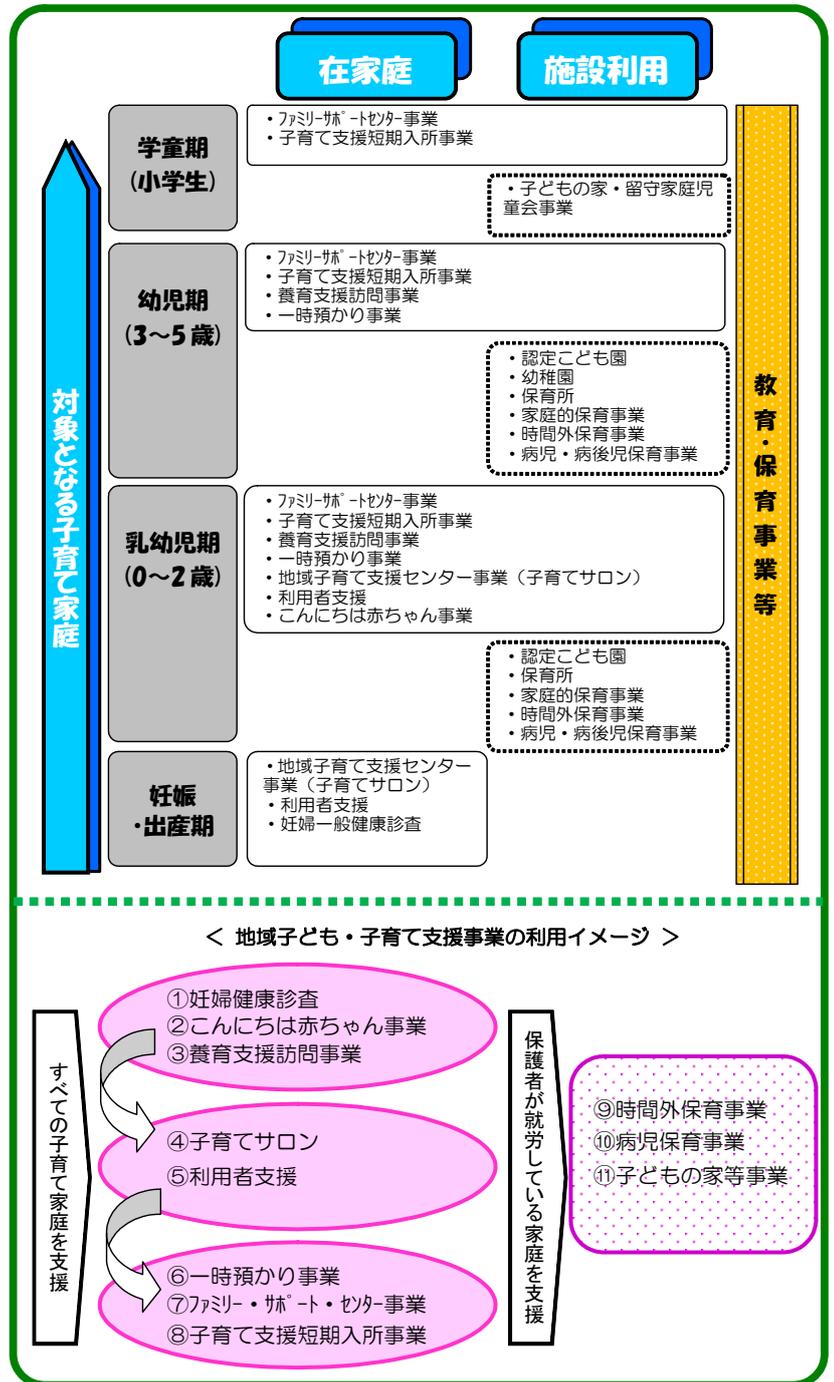
# 教育・保育事業等の「量の見込み」に関する全体像

## I 教育・保育施設、地域型保育事業において対象となる子ども

	1号認定子ども (3歳～5歳、保育認定なし)	2号認定子ども (3歳～5歳、保育認定あり)	3号認定子ども (0歳～2歳、保育認定あり)
幼稚園	1 : 1号認定		
認定こども園	2-1 : 2号認定 (学校教育希望が強い家庭)	2-1 : 2号認定 (学校教育希望が強い家庭)	3-1 : 3号認定 (0歳)
保育所		2-2 : 2号認定	3-2 : 3号認定 (1・2歳)
その他 (家庭的保育事業等)			
人口 (H25.12月末現在)	14,697人		14,379人

## II 地域子ども・子育て支援事業

新制度の事業名	本市の事業名 および類似事業名
利用者支援	新規
時間外保育事業	同左
実費徴収に係る補足給付を行う事業	新規 ※「量の見込み」を算出しない事業
多様な主体の参入促進事業	新規 ※「量の見込み」を算出しない事業
放課後児童健全育成事業	・子どもの家、留守家庭児童会
子育て短期支援事業	・子育て支援短期入所事業
乳児家庭全戸訪問事業	・こんにちは赤ちゃん事業
養育支援訪問事業等	同左
地域子育て支援拠点事業	・子育てサロン ・なかよしクラブ ・子どもの家における子育て支援 ・認定こども園等における「地域子育て支援」
一時預かり事業	・一時預かり事業 (保育所型) (ゆうあいひろば)
病児保育事業	同左
子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
妊婦健康診査	同左



## I. 教育・保育施設および地域型保育事業

No.	1 2-1	事業名	1号認定子ども（認定こども園及び幼稚園） 2号認定子ども（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）
-----	----------	-----	---

標準 参 酌 3歳以上の就学前児童数から2号認定子どもの数を除き、保護者の利用希望等を勘案して、必要利用定員総数を設定する

1 国の手引きによる算出

手引き	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	1号	8,357人	8,230人	8,168人	8,143人	7,824人
	2号(幼)	1,442人	1,420人	1,409人	1,405人	1,350人
	計	9,799人	9,650人	9,577人	9,548人	9,174人

<算出方法>

【1号】 「タイプC' ,D,E' ,F」×「3～5歳推計児童数」×「利用意向率（96.9%）」

【2号(幼)】「タイプA,B,C,E」×「3～5歳推計児童数」×「利用意向率（38.0%）」

本市の「量の見込み」算出のための  
検討の視点等

2 検討の視点等

(1) 検討の視点

国の子ども・子育て会議での主な意見

○幼稚園利用を希望する世帯には、保育の必要性が高い世帯であっても、この利用希望を尊重し、供給体制の整備等を進めるべき

本市の現状として考えられる視点

○幼稚園利用者のうち、共働き世帯においては、保育の必要性が見込まれるため、まずは、「保育のニーズ」を見込むが、共働き世帯が幼稚園利用を希望する場合には、保護者の「学校教育のニーズ」に的確に対応することが必要

(2) 本市の「量の見込み」の算出根拠

- ・ 幼稚園を利用する保護者の就労状況の実績値（※）

※市が平成25年10月に実施した「幼稚園を利用しているお子さまをもつ保護者の方の就労状況等に関する調査」（以下、「幼稚園就労調査」）による集計結果（3・4歳児のいるすべての家庭を対象）

<上記の参考データ>

幼稚園利用者における就労の有無

	幼稚園就労調査における割合	ニーズ調査による割合
母親の就労なし	65.8%	85.3%
母親の就労あり	34.2%	14.7%

(3) 本市における「量の見込み（暫定値）」（案）

<考え方>

幼稚園を利用する保護者の就労状況については、サンプル調査であるニーズ調査の結果と「幼稚園就労調査」の結果に乖離があり、「幼稚園就労調査」が現在幼稚園を利用している家庭の就労状況を把握できていると考えるため、「幼稚園就労調査」の実績値を勘案して算出する。

暫定値	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	1号	6,448人	6,350人	6,302人	6,283人	6,036人
	2号(幼)	3,351人	3,300人	3,275人	3,265人	3,138人
	計	9,799人	9,650人	9,577人	9,548人	9,174人

<算出方法>

【1号】 国の算定による1号+2号(幼)×「母親の就労なし」の割合（65.8%）

【2号(幼)】 国の算定による1号+2号(幼)×「両親ともに就労」の割合（34.2%）

No.

1  
2-1

## 対象事業の取組状況

## 【対象事業】

## ● 幼稚園

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する施設（学校教育法第77条）

## ● 認定こども園

幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第1条）

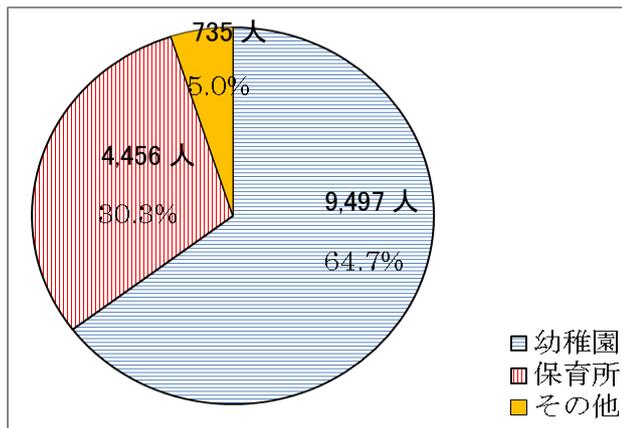
## ・設置状況（平成25年5月現在）

園数	運営主体	施設類型	定員数 (a)	入園者数(※) (b)	入所率 (b/a)
48園	学校法人46園 宗教法人1園 独立行政法人1園	幼稚園43園 幼保連携型認定こども園 (幼稚園部分)5園	11,430人	9,656人	84.5%

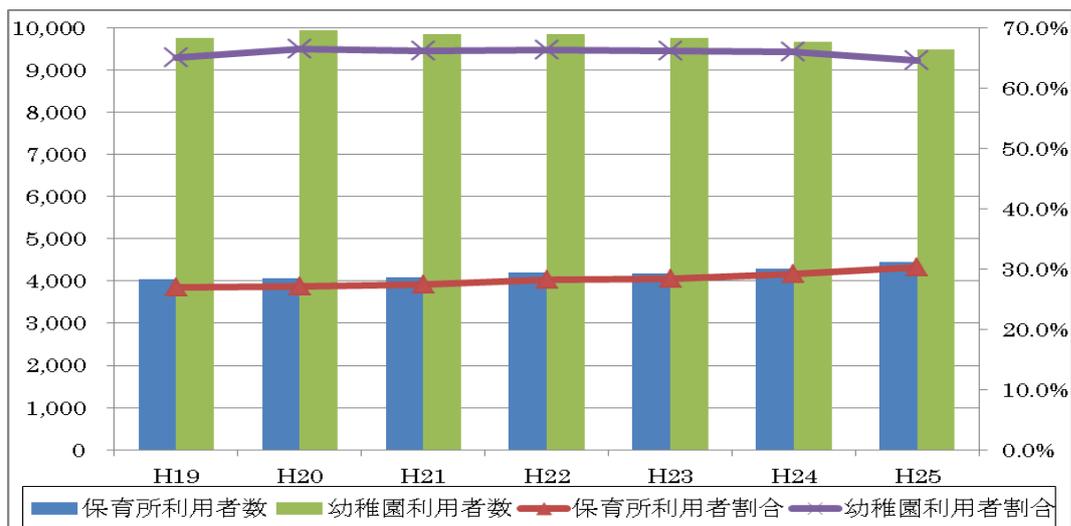
※ 入園者数には満3歳児保育利用者を含む

## 【参考】

## ・3～5歳児の施設利用状況（平成25年5月現在）



## ・3～5歳児の施設利用推移



No.	2-2	事業名	2号認定子ども（認定こども園及び保育所）			
参酌標準	認定区分ごと（2号・3号）に、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む）を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、必要利用定員総数を設定する					
1 国の手引きによる算出						
手引き	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	2号(保)	4,430人	4,363人	4,331人	4,317人	4,148人
<p>&lt;算出方法&gt;  「タイプA,B,C,E」×「3～5歳推計児童数」×「利用意向率（71.2%）」</p>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           本市の「量の見込み」算出のための            検討の視点等         </div>						
2 検討の視点等						
(1) 検討の視点						
国の子ども・子育て会議での主な意見		本市の現状として考えられる視点				
○保育の必要性等の認定区分ごとに必要な供給体制の整備等を進めるべき		→	○保育の必要性に応じたニーズ等を的確に反映することが必要			
(2) 本市の「量の見込み」の算出根拠						
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度から平成25年度の実績値（保育所入所状況）</li> <li>平成27年度以降の3～5歳の推計児童人口</li> </ul>						
<p>&lt;上記の参考データ&gt; <span style="float: right;">（各年10月現在）</span></p>						
	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	保育所利用者（3～5歳）	4,213人	4,188人	4,316人	4,472人	
(3) 本市における「量の見込み（暫定値）」（案）						
<p>&lt;考え方&gt;            国の手引きにより算出した値のうち、平成27年度の値が平成25年度の実績値（保育所利用者数）に近い値となっており、これまで保育所利用者数は増加してきたが、平成27年度以降は3～5歳の推計児童人口は減少すると見込まれることから、国の手引きにより算出した値を本市における「量の見込み」とする。</p>						
暫定値	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	人	4,430	4,363	4,331	4,317	4,148
<p>&lt;算出方法&gt;            国の手引きによる算出</p>						

No.	3	事業名	3号認定子ども（認定こども園及び保育所）			
参酌標準	認定区分ごと（2号・3号）に、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む）を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、必要利用定員総数を設定する					
1 国の手引きによる算出						
手引き	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	0歳	1,987人	1,871人	1,780人	1,714人	1,670人
	1歳・2歳	4,028人	3,884人	3,685人	3,423人	3,351人
	計	6,015人	5,755人	5,465人	5,137人	5,021人
<p>&lt;算出方法&gt;</p> <p>【0歳】「タイプA,B,C,E」×「0歳推計児童数」×「利用意向率（90.5%）」</p> <p>【1歳・2歳】「タイプA,B,C,E」×「1・2歳推計児童数」×「利用意向率（83.4%）」</p>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           本市の「量の見込み」算出のための            検討の視点等         </div>						
2 検討の視点等						
(1) 検討の視点						
国の子ども・子育て会議での主な意見		本市の現状として考えられる視点				
<p>○保育の必要性等の認定区分ごとに必要な供給体制の整備等を進めるべき。特に、育休明けの保育ニーズに配慮すべき</p>		<p>○保育の必要性に応じたニーズ等を的確に反映する必要がある、特に本市においても育休明けとなる1歳頃の入所希望者が多い傾向に留意することが必要</p>				
(2) 本市の「量の見込み」の算出根拠						
<ul style="list-style-type: none"> <li>参酌標準に基づき算出した数値から、1歳になると保育所入所が困難となる状況から、やむなく0歳から利用を希望する希望者数を除算（国の手引きにおける留意事項による）</li> </ul>						
<上記の参考データ>						
●ニーズ調査結果						
<ul style="list-style-type: none"> <li>希望の時期に職場復帰しなかった理由について 「希望する保育所に入るため」とした者の割合 39.7%</li> <li>育児休業希望取得期間：1歳5.7か月（平均） 実際の取得期間：1歳0.5か月（平均）</li> </ul>						
(3) 本市における「量の見込み（暫定値）」（案）						
<p>&lt;考え方&gt;</p> <p>育休明けのニーズを的確に反映するため、0歳から利用希望のうち、39.7%の利用者を1歳の入所希望者として算定する。</p>						
暫定値	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	0歳	1,198人	1,128人	1,073人	1,034人	1,007人
	1歳・2歳	4,817人	4,627人	4,392人	4,103人	4,014人
	計	6,015人	5,755人	5,465人	5,137人	5,021人
<p>&lt;算出方法&gt;</p> <p>【0歳】 0歳児の算定数－0歳児の算定数×39.7%</p> <p>【1・2歳】 1・2歳児の算定数＋0歳児の算定数×39.7%</p>						

No.

2-2  
3

## 対象事業および類似事業の概要

## 【対象事業】

## ● 保育所

保育に欠ける乳幼児を、日々保護者にかわって保育することを目的とする施設（児童福祉法第39条）

## ・設置状況（平成25年4月現在）

園数	運営主体	施設類型	定員数 (a)	入所数 (b)	入所率 (b/a)
65園	市立 13園 社会福祉法人 46園 有限会社 1園 学校法人 5園	保育所 60園 幼保連携型認定こども園（保育所部分） 5園	6,985人	7,614人	109.0%

## 【類似事業】

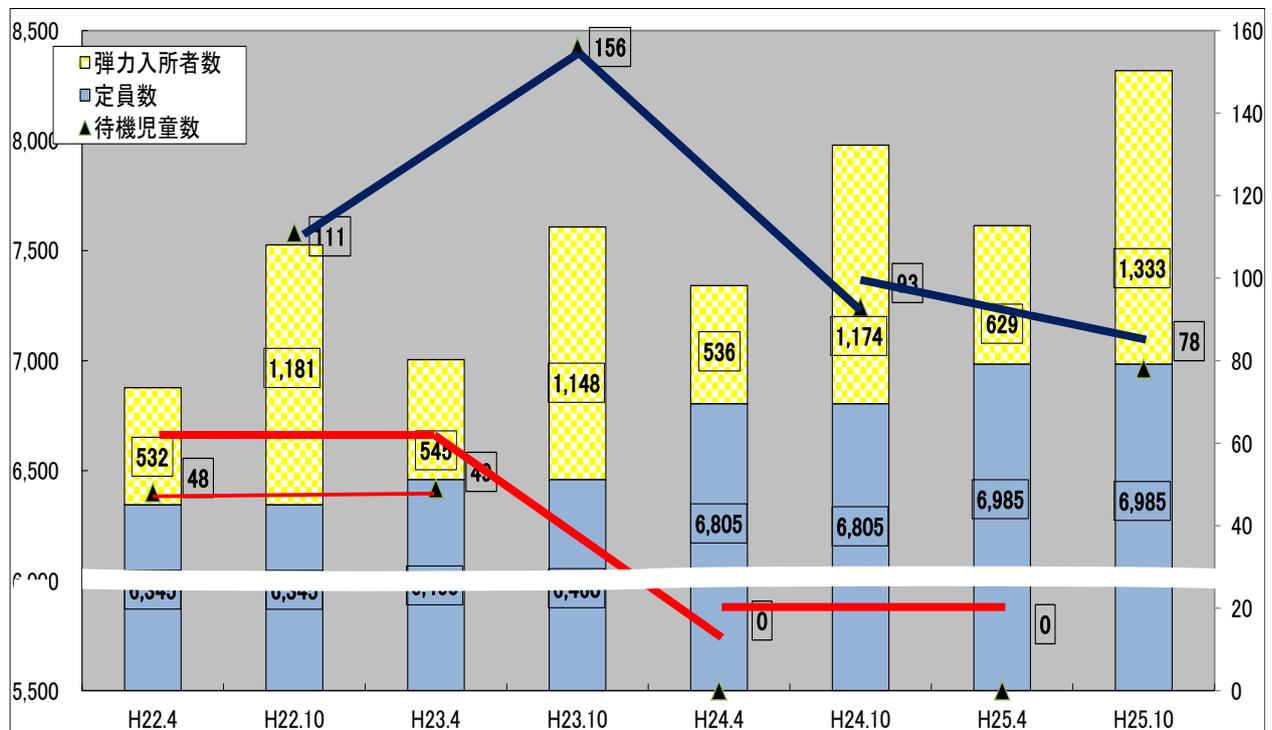
## ・認可外保育施設

類型	施設数
認可外保育施設（事業所内除く）	19施設
事業所内保育施設	31施設
計	50施設

## ・特定保育事業

実施施設数	利用人数
28施設	13,314

## ・入所数・待機児童数等推移

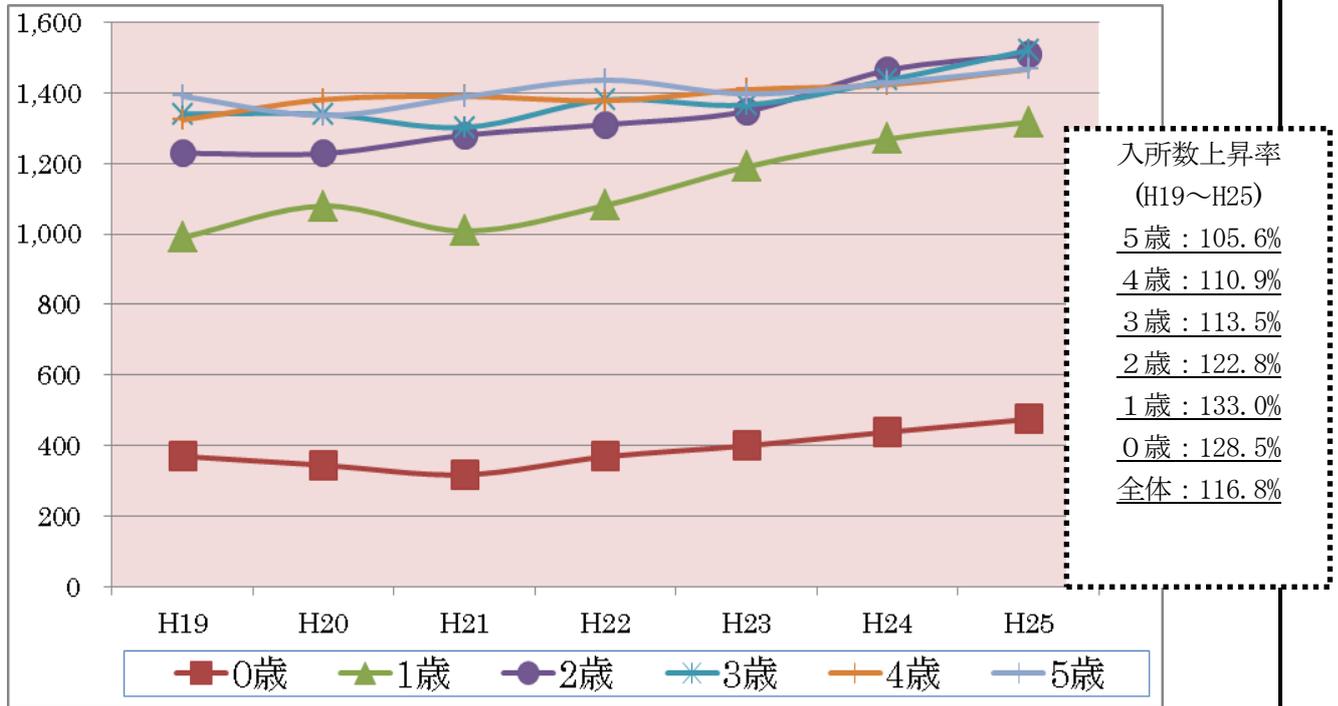


No.

2-2  
3

### 対象事業および類似事業の概要

・年齢別入所数推移





## Ⅱ. 地域子ども・子育て支援事業

No.	①	事業名	妊婦に対する健康診査
参酌標準	国の妊婦に対する健診診査についての基準（健診回数・実施時期等）及び妊娠の届出件数を勘案して設定する		

1 国の手引きによる算出（※）

※本事業は、ニーズ調査によらず、実績値等から算出することとされている

本市の「量の見込み」算出のための  
検討の視点等

2 検討の視点等

(1) 検討の視点

国の子ども・子育て会議での主な意見等

○妊婦健診は、安全・安心な出産のために重要であるため、地域子育て支援事業に位置付けるもの。  
○国の基準により、適切な妊婦健診及びその公費負担の実施を図る。

本市の現状として考えられる視点

○妊娠中の適正な健康管理のため、妊娠届出時において妊婦健診の重要性の周知徹底を図っている。  
○県内・県外の医療機関との連携により、円滑に受診できるように対応している。

(2) 本市の「量の見込み」の算出根拠

- ・ 妊娠の届出件数と出生数の傾向
- ・ 妊婦健診（受診票）の利用率

<上記の参考データ>

	H22年度～H24年度
出生数／妊娠の届出件数	平均 95%
利用率の伸び率	平均 1.5%増

・妊娠後、出産に至らないケースがあると想定される。  
・平成24年度の受診票の利用率は84.1%、周知等により利用が伸びている。

(3) 本市における「量の見込み（暫定値）」（案）

<考え方>

【対象者数】妊娠の届出件数と出生数の傾向から、平成27年度以降の0歳の推計児童数（＝出生数）を、出生数に対する妊娠の届出件数の割合で割り戻して算出する。

【健診回数】妊婦健診の受診回数の傾向は、利用率（受診票利用件数／受診票交付件数）が毎年1.5%増加していることから、平成27年度以降も同様の利用率の伸び率（毎年1.5%増）となることを想定し、算出する。

暫定値	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	(人)	4,981	4,691	4,464	4,299	4,188
	(回数)	61,784	59,172	57,246	56,033	55,466

<算出方法>

【対象者数】出生数÷95%＝妊娠の届出件数

【健診回数】対象者数（妊娠の届出件数）

×一人あたりの健診回数（受診票交付枚数14回／人）×利用率

No.

①

## 対象事業の取組状況

## 【対象事業】

## 1. 事業の概要

## ●目的

安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えるため、妊娠中の異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。

## ●全体概要

妊婦の健康診査の徹底を図るため、県内の医療機関に委託して行っており、受診票を提出することにより現物給付となる。県外の医療機関については後日申請により償還払いで対応。

## ●事業内容

母子健康手帳交付時に受診票を1人当たり14回分交付する。

各回の公費負担上限額は、1回目20,000円、8回目11,000円、11回目9,000円

その他の回は5,000円を上限とする。

1人当たり公費負担上限額 95,000円

## ●根拠法令

母子保健法 第13条

## 2. 実施状況・推移・摘要

## ・事業の実施状況

年度	H22年度	H23年度	H24年度
受診票交付数(枚)	72,030	71,470	71,736
受診票利用数(枚)	58,488	58,980	60,307
受診票利用率(%)	81.2	82.5	84.1

No.	②	事業名	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）														
参酌標準	出生数を勘案して設定する。																
1 国の手引きによる算出																	
※本事業は、ニーズ調査によらず、実績値等から算出することとされている																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           本市の「量の見込み」算出のための 検討の視点等         </div>																	
2 検討の視点等																	
(1) 検討の視点																	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">国の子ども・子育て会議での主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○できるだけ早期の訪問</li> <li>○養育支援を必要とする家庭の把握</li> <li>○里帰り出産への対応</li> </ul> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">本市の現状として考えられる視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母親の希望に合わせ、できるだけ早期に訪問を行っている。</li> <li>○保健師等の資格を有している訪問指導員により、母子の健康状態や養育環境の把握と相談支援を実施している。</li> <li>○里帰り先でも訪問が受けられるよう、他市町村への訪問依頼を行っている。</li> </ul> </td> </tr> </table>						<p style="text-align: center; margin: 0;">国の子ども・子育て会議での主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○できるだけ早期の訪問</li> <li>○養育支援を必要とする家庭の把握</li> <li>○里帰り出産への対応</li> </ul>		<p style="text-align: center; margin: 0;">本市の現状として考えられる視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母親の希望に合わせ、できるだけ早期に訪問を行っている。</li> <li>○保健師等の資格を有している訪問指導員により、母子の健康状態や養育環境の把握と相談支援を実施している。</li> <li>○里帰り先でも訪問が受けられるよう、他市町村への訪問依頼を行っている。</li> </ul>									
<p style="text-align: center; margin: 0;">国の子ども・子育て会議での主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○できるだけ早期の訪問</li> <li>○養育支援を必要とする家庭の把握</li> <li>○里帰り出産への対応</li> </ul>		<p style="text-align: center; margin: 0;">本市の現状として考えられる視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母親の希望に合わせ、できるだけ早期に訪問を行っている。</li> <li>○保健師等の資格を有している訪問指導員により、母子の健康状態や養育環境の把握と相談支援を実施している。</li> <li>○里帰り先でも訪問が受けられるよう、他市町村への訪問依頼を行っている。</li> </ul>															
(2) 本市の「量の見込み」の算出根拠																	
・ 出生数																	
<上記の参考データ>																	
「第5次宇都宮市総合計画（後期基本計画）」による本市の総人口の推移より、計画期間（平成27年から平成31年）における年齢別の「推計児童数」を算出																	
(3) 本市における「量の見込み（暫定値）」（案）																	
<p style="margin: 0;">&lt;考え方&gt;</p> <p style="margin: 0;">本事業は生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問する事業であることから、出生数を量の見込みとする。</p>																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">暫定値</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 15%;">平成27年度</td> <td style="width: 15%;">平成28年度</td> <td style="width: 15%;">平成29年度</td> <td style="width: 15%;">平成30年度</td> <td style="width: 15%;">平成31年度</td> </tr> <tr> <td>(人)</td> <td>4,732</td> <td>4,456</td> <td>4,241</td> <td>4,084</td> <td>3,979</td> </tr> </table>					年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(人)	4,732	4,456	4,241	4,084	3,979
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度												
(人)	4,732	4,456	4,241	4,084	3,979												
<算出方法>																	
平成27年度以降の0歳の推計児童数（＝出生数）																	

No.

②

## 対象事業の取組状況

## 【対象事業】

## 1 事業の概要

## ●目的

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境などの把握を行うとともに、保健指導及び子育て支援に関する情報を直接提供することで母親の育児不安の軽減を図る。

## ●全体概要

生後4か月になるまでの乳児のいる家庭を「出生連絡票」や住民基本台帳により把握し、訪問指導員（助産師・保健師・看護師）が全戸訪問する。

## ●事業内容

- ・母子の健康状態，養育環境の把握と保健指導
- ・子育て支援サービスに関する情報提供など

## ●根拠法令

児童福祉法 第6条3の4 母子保健法 第11条，第17条，第19条

## 2 実施状況・推移・摘要

- ・事業開始 平成19年度
- ・事業の実施状況

年度	H22	H23	H24
出生数(人)	4,971	4,783	4,868
訪問人数(人)	4,709	4,635	4,669
訪問実施率(%)	94.7	96.9	95.9
面接人数(人)	4,328	4,324	4,338
訪問面接率(%)	87.1	90.4	89.1

No.	③	事業名	養育支援訪問事業等			
参酌標準	要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等に基づき、訪問件数の増加件数を勘案して設定する					
1 国の手引きによる算出						
※本事業は、ニーズ調査によらず、実績値等から算出することとされている						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           本市の「量の見込み」算出のための 検討の視点等         </div>						
2 検討の視点等						
(1) 検討の視点						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">国の子ども・子育て会議での主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○養育支援を特に必要としている家庭のニーズに応える事業となっているか。</li> <li>○訪問者の資質確保、適切な実施体制の確保のための方策。</li> <li>⇒対象となる家庭に効果的な支援を行う上で、訪問者の資質確保や関係機関との連携強化などの取組が必要なのではないか</li> </ul> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">本市の現状として考えられる視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象となる家庭については、「こんにちは赤ちゃん事業」や保健師の面談等によりニーズを把握している。</li> <li>○養育支援訪問事業の導入、援助方針の決定、支援状況、支援結果等については、調整機関が中心となって関係機関(他の子育て支援サービス)と連携して行っている。</li> <li>○相談件数の増加や特定妊婦の取扱などから、支援を要する家庭が増加傾向にあるため、過去の実績を踏まえた件数を見込む。</li> </ul> </div> </div>						
(2) 本市の「量の見込み」の算出根拠						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年度から平成 25 年度（見込）の実績値の傾向</li> <li>・ 実績値における、育児指導・家事援助の平均増加件数</li> </ul>						
(3) 本市における「量の見込み（暫定値）」（案）						
<p style="margin: 0;">＜考え方＞</p> <p style="margin: 0;">事業の実施状況では、要支援児童及び要保護児童の相談件数増に伴い支援対象家庭が増加しており、これに特定妊婦の取扱数を勘案して算出する。</p>						
暫定値	年度 (件)	平成 27 年度 251	平成 28 年度 270	平成 29 年度 289	平成 30 年度 308	平成 31 年度 327
＜算出方法＞						
★平成 25 年度（見込）の実績値＋平成 23 年度～平成 25 年度の平均増加件数						

## 【対象事業】

## 1. 事業の概要

## ●目的

子育てに不安や家庭養育上のさまざまな問題を抱えている家庭に対し、養育支援訪問支援員を派遣し、子育ての相談・指導又は育児・家事援助を行い、子育ての不安や過重な負担を軽減し、適切な養育の実施を確保する。

## ●対象家庭

- (1) 養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ、若年妊娠等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭又は虐待の恐れやリスクを抱える家庭
- (2) 児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のための自立に向けた支援が必要な家庭

## ●支援内容

- (1) 育児・養育に係る相談及び指導並びに養育者の健康相談等「相談指導」  
⇒ 保健師，看護師，助産師等
- (2) 育児又は家事援助「育児家事援助」  
⇒ ヘルパー等

## ●根拠法令・条例等

児童福祉法第 21 条の 9  
養育支援訪問事業実施要綱

## ●事業開始年度 平成 22 年度（10 月より実施）

## 2. 実施状況・推移・摘要

養育支援訪問事業支援員（相談指導） 非常勤嘱託員 1 名  
（育児家事援助）委託業者（ヘルパー等）

## ・事業の実施状況

年度	H22 (10 月以降の実績)	H23	H24
ケース件数 (件)	2	9	9
相談指導回数 (件)	23	115	205
育児家事援助回数 (件)	13	59	31

No.	④	事業名	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）
参酌標準	ニーズ調査等により把握した、利用希望日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、設定する。		

1 国の手引きによる算出

手引き	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	人/月	101,139	96,775	91,904	86,375	84,434

<算出方法>

「すべての家族類型」×「0～2歳推計児童数」  
 ×「利用意向」（「利用意向率（56.5%）」×「利用意向回数（3.5回/月）」）

本市の「量の見込み」算出のための  
 検討の視点等

2 検討の視点等

(1) 検討の視点

国の子ども・子育て会議での主な意見等

- 利用者支援事業など他の地域子ども・子育て支援事業との連携・役割分担の検討が必要
- 認定こども園等の「子育て支援機能」についての議論と併せて検討が必要
- 一時預かりなど他の地域子ども・子育て支援事業と一体的に実施できる仕組みが必要



本市の現状として考えられる視点

- 施設を利用している児童は、日頃から通っている保育所等で子育て支援を受けている実態を踏まえることが必要
- 登録者が実際に利用している回数を踏まえることが必要
- 本市における類似事業の利用実態を踏まえることが必要

(2) 本市の「量の見込み」の算出根拠

- ① 3号認定子どもの「量の見込み」（③-1, ③-2）の除算
- ② 「量の見込み」に実際の利用率を乗じる
- ③ 「量の見込み」の「利用意向回数（3.5回/月）」を実際の利用回数（0.8回/月）で算出

<上記の参考データ>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号認定子どもの「量の見込み」	6,015	5,755	5,465	5,137	5,021

	平成24年度
利用率（公立サロン）	54%
一人当たりの利用回数（公立サロン）	0.8回/月

(3) 本市における「量の見込み（暫定値）」（案）

- ① 3号認定子どもの「量の見込み」（3-1, 3-2）の除算

<考え方>

地域子育て支援拠点事業については、親子が交流する場の提供や子育てに関する相談・支援を実施する事業であり、本市事業の利用の中心が施設利用をしていない児童を持つ親子であることを勘案して算出する

暫定値	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	人/月	59,033	56,491	53,649	50,415	49,288

<算出方法>

「すべての家族類型」×（「0～2歳推計児童数」－「3号認定子どもの「量の見込み」」）  
 ×「利用意向」（「利用意向率（56.5%）」×「利用意向回数（3.5回/月）」）

【参考】

②「量の見込み」に実際の利用率を乗じる

地域子育て支援拠点事業については、登録のみで利用が少ない者がいる実態もあることを勘案して算出する

⇒ 実際の利用率は、潜在ニーズや利用控えが反映されていない可能性がある

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人/月	54,615	52,259	49,628	46,643	45,594

<算出方法>

「すべての家族類型」×「0～2歳推計児童数」

×「利用意向」（「利用意向率（56.5%）」×「利用意向回数（3.5回/月）」）×利用率（54%）

③「量の見込み」の「利用意向回数（3.5回/月）」を実際の利用回数で算出

子育て支援拠点事業の利用の現状から、実際の利用率と1人当たりの実際の利用回数（7.7）を勘案して算出する

⇒ 実際の利用回数は、潜在ニーズや利用控えが反映されていない可能性がある

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人/月	14,666	14,034	13,327	12,526	12,244

<算出方法>

「すべての家族類型」×「0～2歳推計児童数」

×「利用意向」（「利用意向率（56.5%）」×「利用意向回数（0.8回/月）」）

## 【対象事業】

## ●地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）

子育ての相談指導・育児不安の解消など、地域における子育て家庭に対する支援を推進

## 公立7施設

子育てサロン中央，子育てサロン石井，子育てサロン竹林，子育てサロン西部，  
子育てサロンゆずのこ，子育てサロンなかよし，子育てサロン北雀宮

(平成24年度 利用状況)

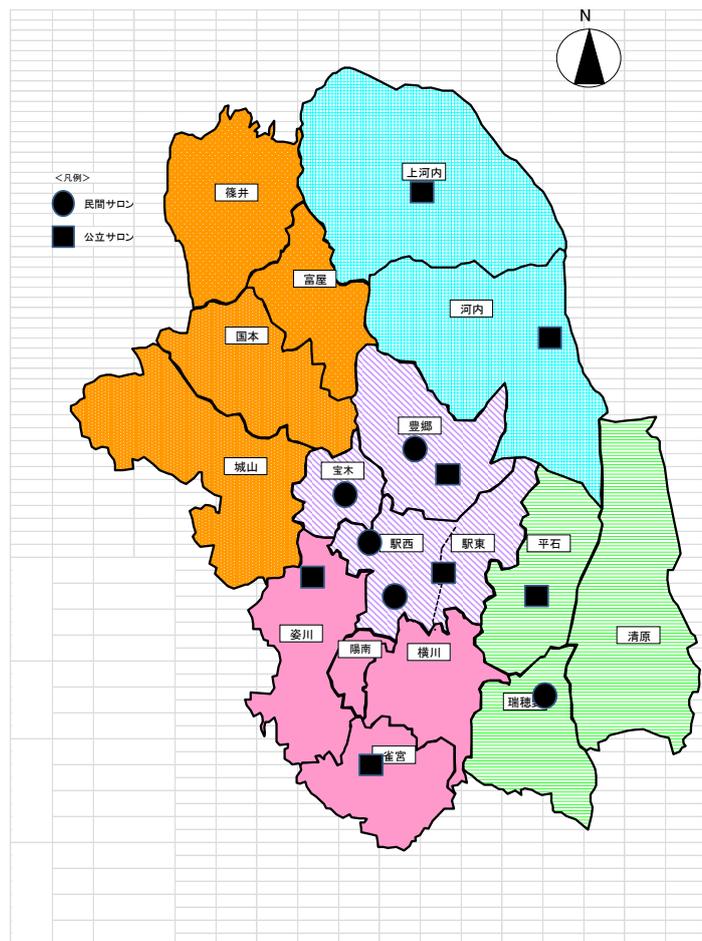
	ひと月あたり	年間
来場者数	約8,800人	105,926人
相談件数	約810件	9,781件
サークル参加者数	約800人	9,682人

## 民間5施設

子育てサロンみずほの，子育てサロンとまつり，子育てサロンとよさと，  
子育てサロン宝木，子育てサロンやよい

(平成24年度 利用状況)

	ひと月あたり	年間
来場者数	約1,860人	22,338人
相談件数	約300件	3,662件
サークル参加者数	約360人	4,397人



**【類似事業】**

●なかよしクラブ

心身に遅れがあると思われる児童及びその保護者を対象とした相談、交流の場の提供  
上横田なかよしクラブ、西が岡なかよしクラブ、北雀宮なかよしクラブ

(平成24年度 利用状況)

	ひと月あたり	年間
来場者数	約 1,000 人	11,998 人
相談件数	約 100 件	1,194 件

●子どもの家における子育て支援事業

(平成24年度 利用状況)

	ひと月あたり	年間	実施箇所数 50 箇所
利用者数 (乳幼児数)	約 1,750 人	21,069 人	
利用者数 (保護者数)	約 1,530 人	18,366 人	
合計	約 3,240 人	38,889 人	

●認定こども園、幼稚園、保育所における「地域子育て支援」

保育園等における園庭解放や地域交流、ボランティアの活用など地域支援及び地域交流を実施

(平成24年度実績)

	地域子育て支援実施園数	年間 参加人数	参考資料
認定こども園	2 園/2 園	700 人	子育てランド事業実績報告書
幼稚園	37 園/47 園	26,354 人	子育てランド事業実績報告書
保育所	60 園/60 園	53,340 人	保育所地域活動事業実績

No.	⑤	事業名	利用者支援
参酌標準	ニーズ調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供・相談支援等の利用希望に基づき、子育て家庭の身近な場所で必要な支援が受けられるように、地域の実情・関係機関との連携体制の確保等に配慮し設定する		

1 国の手引きによる算出

※本事業は、国における新制度の検討の中で新たに位置付けられた事業であり、ニーズ調査によらず算出することとされている

本市の「量の見込み」算出のための  
検討の視点等

2 検討の視点等

(1) 検討の視点

国の子ども・子育て会議での主な意見等

- 要支援家庭や貧困家庭、その他の事情で利用が困難な状況にある方に対する支援が必要
- 家庭児童相談室や地域子育て支援拠点等でも相談受付を行っていることから、幅広く実施するべき

本市の現状として考えられる視点

- 新たに教育・保育事業を利用したいと考えている在家庭児を支援することが必要
- 施設を利用している児童は、日ごろから通っている保育所等で子育て支援を受けている実態を踏まえることが必要
- 要支援家庭等の支援にあたっては、関係部門等との連携が必要
- 身近な場所での支援ができるよう、実施場所や方法を検討することが必要

(2) 本市の「量の見込み」の算出根拠

- ・ 各種事業での相談件数や施設利用をしていない児童の数を踏まえ算出

<上記の参考データ>

(平成24年度実績)

相談件数	子育てサロン（地域子育て支援拠点）	13,443 件／年
	なかよしクラブ相談件数	1,194 件／年
	各保育園等	8,323 件／年

(3) 本市における「量の見込み（暫定値）」（案）

<考え方>

利用者支援は、子育て支援サービス選択にあたり、公平性の高い情報の提供が求められることから、拠点的展開を図る公立施設の実施箇所数で算出する

子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）における相談者件数の実績を参考に、平成27年度以降の利用見込み人数を算出

暫定値	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

## 【事業内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

## 【実施方法】

## (1) 実施場所

公立の子育てサロン7か所

(子育てサロン中央, 子育てサロン石井, 子育てサロン竹林, 子育てサロン西部, 子育てサロン北雀宮, 子育てサロンゆずのこ, 子育てサロンなかよし)

## (2) 実施内容

## ア 施設サービスの情報収集・相談支援

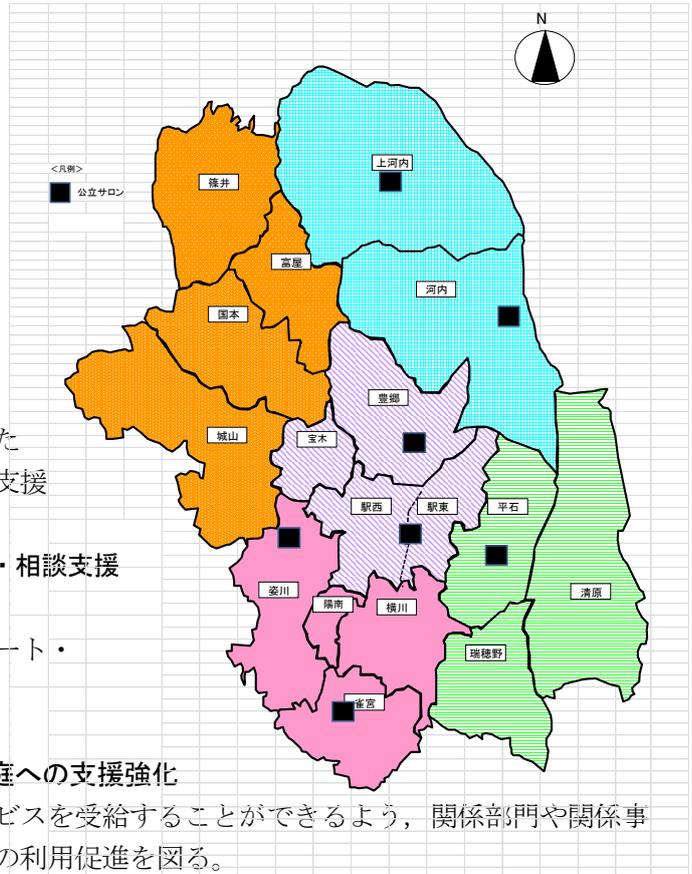
- ・給付対象施設の種類, 個別施設の詳細な情報を収集し, それぞれの子どもや子育て家庭に合った施設に入所等の申し込みができるよう, 相談・支援を行う。

## イ 地域子ども・子育て支援事業等の情報収集・相談支援

- ・それぞれの子育て家庭のニーズに応じた適切なサービスを受けられるよう, ファミリー・サポート・センター事業, 一時預かり事業, 延長保育事業, 病児保育事業など, 事業の選択を支援する。

## ウ 関係部門や関係事業と連携した要支援家庭への支援強化

- ・養育に特別な配慮が必要な家庭が, 適切にサービスを受給することができるよう, 関係部門や関係事業と連携した利用者支援の実施や子育てサロンの利用促進を図る。



## 【参考】関連事業の平成24年度の年間利用状況

## ●子育てサロン (公立・民間 12 施設)

子育ての相談指導・育児不安の解消など, 地域における子育て家庭に対する支援を推進

		年間
来場者数	公立	105,926 人
	民間	22,338 人
合計		128,264 人
相談件数	公立	9,781 件
	民間	3,662 件
合計		13,443 件

## ●なかよしクラブ (3 施設)

心身に遅れがあると思われる児童及びその保護者を対象とした相談, 交流の場の提供

		年間
来場者数		11,998 人
相談件数		1,194 件

No.	⑥-1	事業名	一時預かり事業（幼稚園型）（現在の預かり保育事業）
参酌標準	ニーズ調査等により把握した、小学校就学前の子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く）の実績に、今後の利用希望を加え、子育て援助活動支援事業（ファミリー・ホート・セクター事業）の他の事業による対応の可能性も勘案しながら設定する		

1 国の手引きによる算出 (人/日)

手引き	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	幼	81,373	80,137	79,539	79,291	76,184
	幼(2号)	358,270	352,826	350,196	349,101	335,425
	計	449,643	432,963	429,735	428,392	411,609

<算出方法>

「タイプC',D,E',F」×「3～5歳推計児童数」×「利用意向」(「利用意向率」×「利用意向日数」)  
「タイプA,B,C,E」×「3～5歳推計児童数」×「利用意向」(「利用意向率1.0」×「就労日数」)

本市の「量の見込み」算出のための  
検討の視点等

2 検討の視点等

(1) 検討の視点

国の子ども・子育て会議での主な意見

○幼稚園利用を希望する世帯には、保育の必要性が高い世帯であっても、この利用希望を尊重し、供給体制の整備等を進めるべき

本市の現状として考えられる視点

○幼稚園利用者のうち、共働き世帯においては、保育の必要性が見込まれるため、まずは、「保育のニーズ」を見込むが、共働き世帯が幼稚園利用を希望する場合には、保護者の「学校教育のニーズ」に的確に対応することが必要

(2) 本市の「量の見込み」の算出根拠

- ・ 「幼稚園就労調査」の集計結果
- ・ 1号認定子ども、2号認定子どもの「量の見込み」(暫定値)(No.1, 2-1)

<上記の参考データ>

類型	預かり保育を利用する割合	平均日数(一週あたり)
母親の就労なし(1号)	3.1%	4.6日
両親ともに就労(2号(幼))	28.6%	4.1日

(3) 本市における「量の見込み(暫定値)」(案)

<考え方>

幼稚園を利用する保護者の就労状況については、サンプル調査であるニーズ調査の結果と「幼稚園就労調査」の結果に乖離があり、「幼稚園就労調査」が現在幼稚園を利用している家庭の就労状況を把握できていると考えるため、「幼稚園就労調査」の実績値を勘案して算出する。

(人/日)

暫定値	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	1号	35,854	35,309	35,042	34,936	33,563
	2号(幼)	206,063	202,927	201,390	200,775	192,965
	計	241,917	238,236	236,432	235,711	226,528

<算出方法>

【1号】「1号認定見込み数」×「利用率3.1%」×「平均利用日数(約4.6日)」×39週

【2号】「2号認定(学校教育を利用希望)見込み数」×「利用率28.6%」×「平均利用日数(約4.1日)」×52週

No.

㊦-1

## 対象事業の取組状況

## 【対象事業】

## ● 幼稚園における預かり保育

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて、希望するものを対象に行う保育

## ・ 実施状況

(実施している幼稚園数)

	預かり保育		
		7～19時までの預かり	長期休業期間の預かり
実施園数	47園	11園	28園
未実施園数	1園	37園	20園
計	48園	48園	48園

## &lt; 利用料金 &gt;

1回 100～1,000円 月額 2,000～11,000円 (実施している各幼稚園の実施時間等により異なる)

## &lt; 「幼稚園就労調査」 参考データ &gt;

## ◆ 母親の就労状況 (※)

就労状況	フルタイム	フルタイム (育休・介護休業中)	パートタイム	パートタイム (育休・介護休業中)	現在無業	就労経験無
比率(%)	7.5%	1.2%	24.8%	0.7%	59.0%	6.8%
計	34.2%				65.8%	

※無回答を除く

## ◆ 父親の就労状況 (※)

就労状況	フルタイム	フルタイム (育休・介護休業中)	パートタイム	パートタイム (育休・介護休業中)	現在無業	就労経験無
比率(%)	98.9%	0.2%	0.2%	0.1%	0.5%	0.1%
計	99.4%				0.6%	

※無回答を除く

No.	⑥-2	事業名	不定期の教育・保育事業の利用意向 (保育所型等の一時預かり)			
参 酌 標 準	ニーズ調査等により把握した、小学校就学前の子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く)の実績に、今後の利用希望を加え、小学校就学前の子どもを一時的に第三者に預ける事業の他の事業による対応の可能性も勘案しながら設定する					
1 国の手引きによる算出						
手 引 き	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	人	190,891	184,181	177,225	169,624	164,891
<p>&lt;算出方法&gt;</p> <p>「すべての家族類型」×「0～5歳推計児童数」  ×「利用意向」(「利用意向率(48.3%)」×「利用意向日数(24.2日)」)</p> <p style="text-align: center;"><b>本市の「量の見込み」算出のための 検討の視点等</b></p>						
2 検討の視点等						
(1) 検討の視点						
国の子ども・子育て会議での主な意見			本市の現状として考えられる視点			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定の下限を下回る就労時間であっても利用できる、一時預かり等の事業の拡充が必要</li> <li>○現行の実施基準における人員配置等が困難との指摘が多いことから、実施基準を見直し、事業の普及を図るべき</li> <li>○子育て支援拠点事業など他の子育て支援事業と一体的に実施できる仕組みが必要</li> </ul>			➔	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用意向と実際の利用実態の乖離等を踏まえることが必要</li> <li>○実施基準の見直しの内容を踏まえ、類似事業の有効活用について検討が必要</li> </ul>		
(2) 本市の「量の見込み」の算出根拠						
ア 利用意向(登録者数)と実際の利用実態等(利用日数)における利用意向日数推計						
イ 祖父母の同居又は近居の割合						
<上記の参考データ>						
●利用意向日数の推計						
	保育所型	地域密着型	ファミポ <sup>o</sup>	計		
登録者数(A)	2,172人/年	1,140人/年	1,631人/年	4,943人/年		
利用日数(B)	9,636日/年	1,788日/年	10,395日/年	21,819日/年		
利用意向日数(B/A)	4.4日/年	1.6日/年	6.4日/年	4.4日/年		
●ニーズ調査結果						
・祖父母の同居又は近居の割合						
同居	近居	合計				
10.5%	41.9%	52.4%				
・日常的にお子さんをみてもらえる親族・知人等						
日常的に親族にみてもらえる	24.2%					
日常的に知人にみてもらえる	1.6%					

(3) 本市における「量の見込み」(暫定値)(案)

<考え方>

利用意向日数について、ニーズ調査の結果と実態の間に乖離があることなどから、市の実態を勘案して算出する。

暫定値	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	人	24,754	24,021	23,325	22,601	21,878

<算出方法>

「すべての家族類型」×「0～5歳推計児童数」  
×「利用意向」(「利用意向率(48.3%)」×「利用意向日数(4.4日)」)

【参考】 祖父母の同居又は近居の割合を勘案

一時的な預かりは、同居や近居の親族(祖父母)に預ける可能性も高いことを勘案し算出する  
⇒ 親族の就労状況など、子どもを必ずしも預けられる状況とは限らない

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
(人)	90,864	87,670	84,359	80,741	78,488

<算出方法>

「すべての家族類型」×「一祖父母同居または近居」×「0～5歳推計児童数」  
×「利用意向」(「利用意向率(48.3%)」×「利用意向日数(24.2日)」)

## 【対象事業】

## ●一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、保育所において一時的に預かることにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図る。

## ・設置状況

保育所型 12施設

(平成24年度年間利用状況)

利用者数	6,573人
------	--------

地域密着型 1施設

ゆうあいひろば

(平成24年度年間利用状況)

利用者数	1,718人
------	--------

ファミリー・サポート・センター事業

(平成24年度年間利用状況)

活動件数(0～5歳)	2,941件
------------	--------

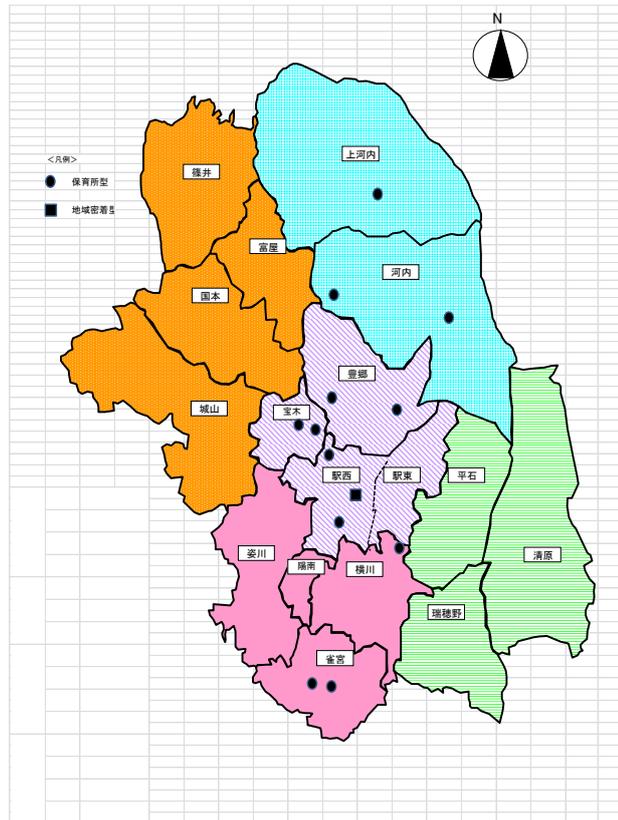
※：同じ協力会員に、異年齢の複数の子どもを預けた場合の件数を除く

## 【類似事業】

## ●保育所における一時保育（自主事業）

(平成25年度)

施設数	39施設
-----	------





No.	⑦	事業名	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業：小学生)
-----	---	-----	--

参酌標準  
ニーズ調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く）の実績に基づき、一時預かり事業の他の事業による対応の可能性も勘案しながら設定する

### 1 国の手引きによる算出

手引き	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	1～3年(人)	1,053	1,051	1,050	1,050	1,052
	4～6年(人)	715	708	703	704	707
	計	1,768	1,759	1,753	1,754	1,759

<算出方法> ※5歳以上を対象とした利用意向

「すべての家族類型」×「6～8歳推計児童数」×「利用意向」(「利用意向率」×「利用意向日数」)

本市の「量の見込み」算出のための  
検討の視点等

### 2 検討の視点等

#### (1) 検討の視点

国の子ども・子育て会議での主な意見等

○会員間をつなぐだけでなく、市町村が研修等の実施により責任を果たす仕組みが必要。  
⇒今後とも市町村における取組の充実を促す。

本市の現状として考えられる視点

○現状では、依頼会員のニーズに対して、ほぼ100%の援助活動が実施できているが、増加傾向にある利用依頼に対して、援助活動を円滑に行うための協力会員の確保が必要。

#### (2) 本市の「量の見込み」の算出根拠

- ・ 過年度（平成22年度から平成25年度（見込））の実績値の傾向
- ・ 事業の利用実績や協力会員の活動実績（年齢別）

#### (3) 本市における「量の見込み（暫定値）」(案)

<考え方>

- ・ 国の「量の見込み」は、5歳以上を対象とした利用意向（放課後の時間を過ごす場所）から算出しているが、当該事業では放課後の預かり（放課後の時間を過ごす場所）のほか、習い事の送迎や放課後児童健全育成事業利用後の預かりなどの事由による利用が中心であるため、その現状を踏まえる必要がある。
- ・ 国の「量の見込み」に対して、平成25年度の実績値（見込）が上回っていることや、これまでの利用実績から今後の利用の増加を勘案し算出する。

暫定値	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	1～3年(人)	6,079	6,560	7,041	7,522	8,003
	4～6年(人)	6,488	7,677	8,866	10,055	11,244
	計	12,567	14,237	15,907	17,577	19,247

<算出方法>

実績値×伸び率

## 【対象事業】

## 1. 事業の概要

## ● 目的

育児の援助を行うことを希望する者（協力会員）と育児の援助を受けることを希望する者（依頼会員）とが相互に援助し合う活動を支援し、仕事その他の活動と育児を両立させるための環境を整備し、一時的又は臨時的の子どもを預けることができる柔軟性のある地域に根ざした子育て支援を行い、児童の福祉の向上を図る。

## ● 根拠法令・条例等

児童福祉法 第6条の3第13項

市民プラザ条例，市民プラザ施行規則，宇都宮市ファミリーサポートセンター事業実施要綱

## ● 全体概要

## (1) センター事務局の業務内容

- ・会員の募集，登録・援助活動の調整・講習会，交流会の開催
- ・会報の発行等広報事業・関係機関との連絡調整

## (2) ファミリーサポート活動の内容

## ア 援助活動内容

- ・保育施設等の開始前や終了後の預かり ・保育施設等への送迎
- ・学校の放課後又は留守家庭児童会終了後の預かり ・子どもの病気回復期の預かり
- ・保護者の病気や急用，リフレッシュ，求職活動などの預かり など

イ 対象児童 概ね生後6か月～小学6年生まで

ウ 会員資格 宇都宮市在住（依頼会員は在住又は在勤）

エ 援助活動報酬 平日 午前7時から午後7時まで 1時間当たり 700円  
上記以外の時間 1時間当たり 800円

- ・委託先 社会福祉法人 宇都宮市母子寡婦福祉連合会

## 2. 実施状況・推移・摘要

## ・事業の実施状況

年度	H22	H23	H24
依頼会員(※1)	1,442人	1,536人	1,631人
協力会員	379人	412人	423人
両方会員	131人	140人	147人
合計	1,952人	2,088人	2,201人
活動件数(※2)			
1-3年生	3,574件	4,355件	4,536件
4-6年生	606件	1,605件	2,984件
合計	4,180件	5,960件	7,520件

※1：依頼会員は，対象児童（就学前児童および小学生）全体数

※2：同じ協力会員に，異年齢の複数の子どもの預けた場合の件数を除く

## 【類似事業】

⑥-2 一時預かり事業（保育型，地域密着型：ゆうあいひろばで実施）⇒ 27 ページ参照

⑪ 放課後児童健全育成事業（子どもの家・留守家庭児童会）⇒ 41 ページ参照

No.	⑧	事業名	子育て短期支援事業（子育て支援短期入所事業）			
参酌標準	ニーズ調査等により把握した、保護者の疾病等やむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき、他の事業による対応の可能性も勘案しながら設定する。					
1 国の手引きによる算出						
手引き	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	(日)	261	254	246	239	231
<p>&lt;算出方法&gt;</p> <p>「すべての家族類型」×「0～5歳推計児童数」  ×「利用意向」（「利用意向率」×「利用意向日数」）</p>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>本市の「量の見込み」算出のための 検討の視点等</b> </div>						
2 検討の視点等						
(1) 検討の視点						
<p>国の子ども・子育て会議での主な意見等</p> <p>○本事業については、夜間保育やファミリーサポートセンター事業等、類似の機能を持つ事業があるところであり、新制度では主に宿泊を伴う養育ニーズに対応すべきという考え方があがるが、どうか。</p>		<p>本市の現状として考えられる視点</p> <p>○本市において、宿泊を伴う類似事業は無いため、宿泊を伴うニーズ全てを見込む。  ○児童虐待防止の観点から、保護者不在等の理由による利用に加え、養育に係る負担軽減策としてレスパイト（保護者の精神的疲労など）利用にも対応している。</p>				
(2) 本市の「量の見込み」の算出根拠						
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度から平成25年度（見込）の実績値の傾向</li> <li>実績値における、保護者の不在等を理由とした利用の伸び率</li> <li>平成25年度（見込）における、レスパイト（保護者の精神的疲労など）を理由とした利用件数</li> </ul>						
(3) 本市における「量の見込み（暫定値）」（案）						
<p>&lt;考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の「量の見込み」に対して、平成25年度の実績値が上回っていることや、これまでの利用実績から今後の利用の増加を勘案し算出する。</li> <li>平成22年度～平成25年度の入院等保護者不在の理由による事業利用の実績値の伸び率に、平成25年度（見込）におけるレスパイト（保護者の精神的な疲労など）による事業利用日数を加え算出する。</li> </ul>						
暫定値	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	(日)	346	356	367	379	391
<p>&lt;算出方法&gt;</p> <p>実績値×伸び率+平成25年度（見込）のレスパイトによる事業利用日数</p>						

No.

⑧

## 対象事業の取組状況

## 【対象事業】

## 1. 事業の概要

## ●目的

児童の保護者が疾病その他の理由により、居宅において児童を養育できなくなった場合に、概ね7日を限度として児童を一時的に児童福祉施設に入所させ、昼夜ともに保護者に代わり養育を行い、児童の福祉を増進するとともに、家庭における子育て支援する。

## ●根拠法令・条例等

「児童福祉法第6条の3第3項」

「児童福祉法施行規則」, 「宇都宮市子育て支援短期入所事業実施要綱」

- ・事業開始 平成6年度
- ・実施施設 済生会宇都宮乳児院 (2歳未満)  
児童養護施設きずな (2歳以上)  
児童養護施設ネバーランド (2歳以上)  
児童養護施設氏家養護園 (2歳以上)  
児童養護施設下野三楽園 (2歳以上)

## 2. 実施状況・推移・摘要

## ・事業の実施状況

年度	H22	H23	H24
乳児院	21人	12人	31人
延べ日数	77日	73日	157日
きずな	17人	7人	10人
延べ日数	58日	44日	37日
ネバーランド	1人	7人	0人
延べ日数	4日	21日	0日
氏家養護園	0人	0人	0人
延べ日数	0日	0日	0日
下野三楽園	7人	10人	7人
延べ日数	34日	33日	20日
合計延べ日数	173日	171日	214日

No.	⑨	事業名	時間外保育事業			
参酌標準	ニーズ調査等により把握した、小学校就学前の子どもの保育に係る利用希望時間帯を勘案して設定する					
1 国の手引きによる算出						
手引き	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	人	1,376	1,336	1,298	1,258	1,219
<p>&lt;算出方法&gt; 「タイプA,B,C,E」×「0～5歳推計児童数」×「利用意向率」(19時以降)</p> <p style="text-align: center;"><b>本市の「量の見込み」算出のための 検討の視点等</b></p>						
2 検討の視点等						
(1) 検討の視点						
<p>国の子ども・子育て会議での主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ワークライフバランスの推進を優先すべき</li> <li>○子どもにとって施設で長時間過ごすことは負担となり、居宅での保育に賛成</li> <li>○ファミリー・サポート・センター事業で類似のサービスが提供されていることから、関係について整理が必要</li> </ul>		<p>本市の現状として考えられる視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ワークライフバランスの推進を踏まえ、利用見込みを立てていく必要がある</li> <li>○多様な働き方に対応した保育サービスについて検討することが必要</li> <li>○類似事業の利用実態を踏まえることが必要</li> </ul>				
(2) 本市の「量の見込み」の算出根拠						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の暫定値の考え方と国の算出方法は同様</li> </ul> <p>(ワークライフバランスの推進による働き方の見直しや育児休業、短時間勤務制度を利用しやすい環境の整備等の促進の必要性を踏まえる)</p>						
(3) 本市における「量の見込み」(暫定値)(案)						
<p>&lt;考え方&gt;</p> <p>国の手引きにより算出した値が、利用対象者の今後の利用意向を捉えたものと考えられるため、国の「量の見込み」を本市における「量の見込み」とする。</p>						
暫定値	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	人	1,376	1,336	1,298	1,258	1,219
<p>&lt;算出方法&gt; 「タイプA,B,C,E」×「0～5歳推計児童数」×「利用意向率」(19時以降)</p>						

No.	㊸	対象事業および類似事業の取組状況					
<b>【対象事業】</b>							
●延長保育促進事業							
保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、民間保育所が11時間の開所時間を超えた保育を取り組む場合に補助を行うことで、安心して子育てできる環境を整備する。							
(平成24年度 年間実施状況)							
		開所時間 11 時間	11 時間超	時間延長実施 (内訳)			合計
				30分延長	1時間延長	長時間延長 (3時間)	
実施園数		1 園	74 園	3 園	68 園	3 園	75 園
利用実人数	公立		724 人		724 人		724 人
	私立		1,651 人	56 人	1,438 人	157 人	1,651 人
●夜間保育事業							
保護者の就労形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。こうした需要に対応するため、夜間保育を実施する保育所に対し、運営に係る特別な経費を助成することにより、安心して子育てができる環境を整備する。							
(平成24年度 年間実施状況)							
実施園		基本開所時間		定員	児童数	延べ児童数	
住吉第二保育園		午前11時～午後10時		50人	58人	703人	
※午前8時～午前11時は延長保育で対応							
<b>【類似事業】</b>							
⑦ ファミリー・サポート・センター事業 ⇒ 31ページ参照							

No.	⑩	事業名	病児保育事業 (保育所や医療機関等における病児・病後児保育)					
参酌標準	下記のいずれかの方法で設定する ① 2号・3号の対象者を当該事業の利用可能性がある者と捉えた上で、ニーズ調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して設定する ② ニーズ調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市が適切と考える区域ごとに整備されるように設定する							
1 国の手引きによる算出								
手引き	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	人	21,731	21,099	20,497	19,872	19,248		
<算出方法> 「タイプA,B,C,E」×「0～5歳推計児童数」×「利用意向」(「発生頻度」×「利用意向日数(5.66日)」)								
本市の「量の見込み」算出のための 検討の視点等								
2 検討の視点等								
(1) 検討の視点								
国の子ども・子育て会議での主な意見等								
<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業が必要な親も確実にいる一方、親が病気の子どもを見守れる社会環境の整備も必要であり、無制限に量的拡大すべきでない</li> <li>○ワークライフバランスの推進を優先すべき</li> <li>○稼働率は病児対応型が45%、病後児対応型16%、キャンセル率はともに25%</li> <li>○利用者が一定数いるとは限らない施設でも安定して運営できる支援が必要</li> <li>○新規事業者等担い手の確保策の検討が必要</li> </ul>			▶			本市の現状として考えられる視点		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○当日のキャンセルや予約後の子どもの体調急変など、本事業の利用の性質や実態を捉えることが必要</li> <li>○ワークライフバランスの推進の視点や親族の居住実態等についても勘案することが必要</li> </ul>								
(2) 本市の「量の見込み」の算出根拠								
① 施設の稼働率								
=年間延べ利用児童数 / (施設定員 × 年間開所日数)								
② 祖父母の同居又は近居の割合								
<上記の参考データ>								
■事業の状況(平成24年度実績)								
・実際の利用日数(一人あたり) 宇都宮市 1.48日/年								
・施設の稼働率 宇都宮市 45.5%(国 30.5%)								
■ニーズ調査結果								
・祖父母の居住状況								
同居		近居		合計				
10.5%		41.9%		52.4%				
・緊急時にお子さんをみてもらえる親族・家族等								
緊急時には親族にみてもらえる				58.2%				
緊急時などにみてもらえる友人・知人がいる				12.5%				
・祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況								
祖父母等に安心してみてもらえる				44.7%				

(3) 本市における「量の見込み」(暫定値)(案)

①施設の稼働率

<考え方>

病児保育事業については、利用意向と実際の利用回数に乖離が生じることを踏まえ、実際の利用日数(一人あたり)が1.48日である本市の実態を勘案して算出する

暫定値	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	人	5,444	5,285	5,135	4,978	4,822

<算出方法>

「タイプA,B,C,E」×「0～5歳推計児童数」  
 ×「利用意向」(「発生頻度」×「一人あたり利用日数(1.48日)」)

【参考】

②上記に祖父母の同居又は近居の割合を加味

<考え方>

病児保育事業については、同居や近居の親族に預ける可能性も高いこと、また、利用意向と実際の利用回数に乖離が生じることを勘案して算出する

⇒事業の性質上、当日の急な対応となることが求められることを考慮する必要がある

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人	2,591	2,964	2,879	2,792	2,704

<算出方法>

「タイプA,B,C,E」×「祖父母同居または近居」×「0～5歳推計児童数」  
 ×「利用意向」(「発生頻度」×「一人あたり利用日数(1.48日)」)

## 子ども・子育て支援新制度における事業類型

類型	対象	実施要件
病児対応型	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気の回復期に至らない場合で、集団保育が困難であり、当面の症状の急変が認められない場合</li> <li>概ね10歳未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師、保健師又は助産師を10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置</li> <li>病院、診療所、保育所等に付設された専用スペース又は専用施設</li> </ul>
病後児対応型	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間</li> <li>概ね10歳未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師、保健師又は助産師を10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置</li> <li>病院、診療所、保育所等に付設された専用スペース又は専用施設</li> </ul>
体調不良児対応型	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童で、緊急的な対応を必要とする児童</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師、保健師又は助産師を1名以上配置</li> <li>体調不良児の人数は看護師等1名に対し2名程度</li> </ul>
訪問型	<ul style="list-style-type: none"> <li>「回復期に至らない場合」又は「回復期」であり、かつ集団保育が困難な期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該児童の自宅において一時的に保育</li> <li>預かりは、一定の研修を修了した看護師等、保育士家庭的保育者1名に対して1名程度</li> </ul>

## 【対象事業】

## ●病児・病後児保育事業

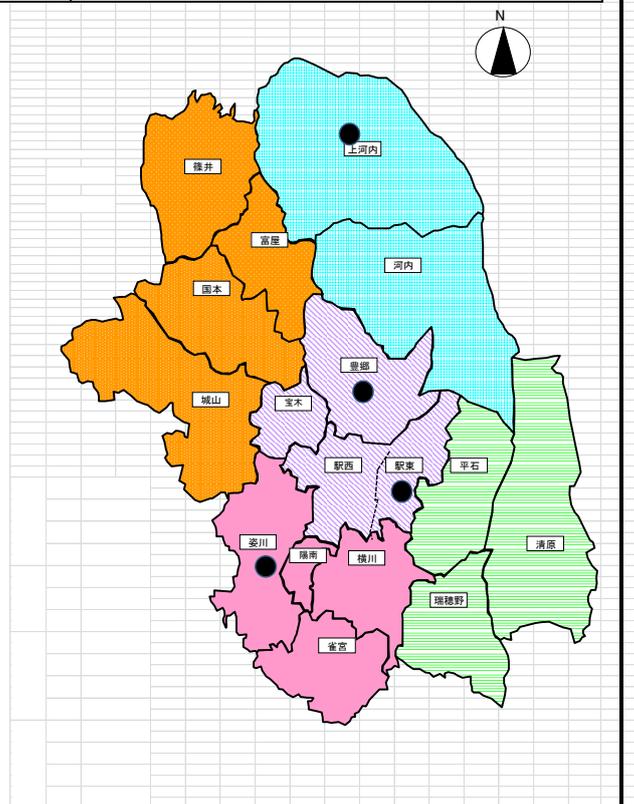
病気及び病気の回復期にあたるため集団保育の困難な児童を一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。

施設名	開設	実施型	定員	設置パターン（別紙参照）
福田子どもクリニック （下砥上町 1545-20）	14年10月	病児	4	医療機関併設型
ひばり保育園 （中今泉 3-28-1）	23年1月	病児	3	保育所型（医療機関隣接）
済生会宇都宮乳児院 （竹林町 945-1）	8年10月	病後児	4	乳児院型（医療機関同一法人が運営）
ゆうゆう保育園 （金田町 759-1）	17年6月	病後児	2	保育所型

利用料（保育料・飲食料含む）：2,500円

## &lt;平成24年度年間利用実績&gt; 単位：人

	延べ利用者数	実人数
福田子どもクリニック	744人/年	549人/年
ひばり保育園	120人/年	70人/年
済生会宇都宮乳児院	325人/年	197人/年
ゆうゆう保育園	68人/年	32人/年
合計	1,257人/年	848人/年





No.	⑪	事業名	放課後児童健全育成事業（子どもの家等事業）			
参酌標準	<p>小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視し、ニーズ調査等により把握した当該事業に係る利用希望を勘案して設定する</p> <p>なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね 10 歳前後までに遊びや生活面での自己管理が可能となる等自立が進むことに留意する</p>					
1 アンケート調査（※）による算出						
アンケート	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	1～3 年生（人）	4,472	4,463	4,454	4,445	4,436
	4～6 年生（人）	1,730	1,726	1,722	1,718	1,714
<p>&lt;算出方法&gt;</p> <p>「アンケート調査結果による平成 27 年度における利用希望者数」  × 「推計児童数（6～11 歳）の平成 27 年～平成 31 年の平均逓減率（99.8%）」</p> <p>※アンケート調査：就学前児童（5 歳児＝平成 26 年度就学児）及び現 1～4 年生の全児童の保護者を対象に放課後児童クラブの利用意向について調査実施。なお、就学前児童（4 歳児＝平成 27 年度就学児）については、5 歳児のアンケート調査結果に、4 歳児と 5 歳児の「推計児童数」の比率を掛けて算出</p>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> <b>本市の「量の見込み」算出のための 検討の視点等</b> </div>						
2 検討の視点等						
(1) 検討の視点						
<p>放課後児童クラブの基準に関する専門委員会『報告書』</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p>○新制度に伴う児童福祉法の改正により、対象範囲が 6 年生までとなり、必要な者が支援を受けられるよう整備を進めていくことが必要である。</p> <p>○放課後児童クラブはこれまで多様な形態で運営され、地域のニーズを満たしてきたことから、今後全体の質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%; text-align: center;"> <p><b>本市の現状として考えられる視点</b></p> <p>○国が新たに示すガイドライン等を踏まえ、指導員の資格要件や開所日数等について本市における放課後児童クラブの設備運営基準を制定する。</p> <p>○低学年の登録児童数が増加している傾向や、高学年では生活面での自立が進む（参酌標準参照）ことを踏まえ、利用を希望する家庭を支援できるよう対応する必要がある。</p> </div> </div>						
(2) 本市の「量の見込み」の算出根拠						
<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査による利用希望者数と現在の登録児童数の比較</li> <li>現在の登録児童数の推移（主に 1～3 年生）</li> </ul> <p>&lt;上記の参考データ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低学年における将来の利用希望（ニーズ）として、平成 23 年度から平成 25 年度における 1～3 年生の登録児童数の伸び率（0.3%）を反映させる。</li> </ul>						
(3) 本市における「量の見込み（暫定値）」（案）						
<p>&lt;考え方&gt;</p> <p>これまでの利用実績より、アンケート調査結果から求められた利用希望者数に対して、現在の登録児童数が 78%となっており、利用希望者の 22%は放課後児童健全育成事業を利用していない状況にあることを考慮する必要がある。高学年では生活面での自立が進むことを踏まえ、登録児童数の伸び率（0.3%）は勘案しない。</p>						
暫定値	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	1～3 年生（人）	3,488	3,592	3,699	3,809	3,923
	4～6 年生（人）	1,349	1,346	1,343	1,340	1,336
<p>&lt;算出方法&gt;</p> <p>【1～3 年生】平成 27 年度：アンケート調査結果による利用希望者数×78%×103%  （平成 28 年度以降は、平成 27 年度の本市における「量の見込み」×103%）</p> <p>【4～6 年生】アンケート調査結果による利用希望者数×78%</p>						

No.

⑪

## 対象事業および類似事業の取組状況

## 【対象事業】

## 1 事業の概要 ※

## ●子どもの家等事業

- ・ 平日の放課後及び土曜日、長期休業期間に、主として昼間保護者のいない家庭の主に小学校低学年児童に対する遊びを主体とした国の「放課後児童健全育成事業」を実施

※子どもの家事業と留守家庭児童会事業

## 《参考》その他の本市独自の事業

- ①平日の午前中、乳幼児とその保護者の交流の場を提供する「子育て支援事業」を実施
  - ②土曜日の午前中に、全校児童を対象とした「地域児童の健全育成事業」を実施
- ※①は子どもの家でのみ実施

## ● 根拠法令・条例等

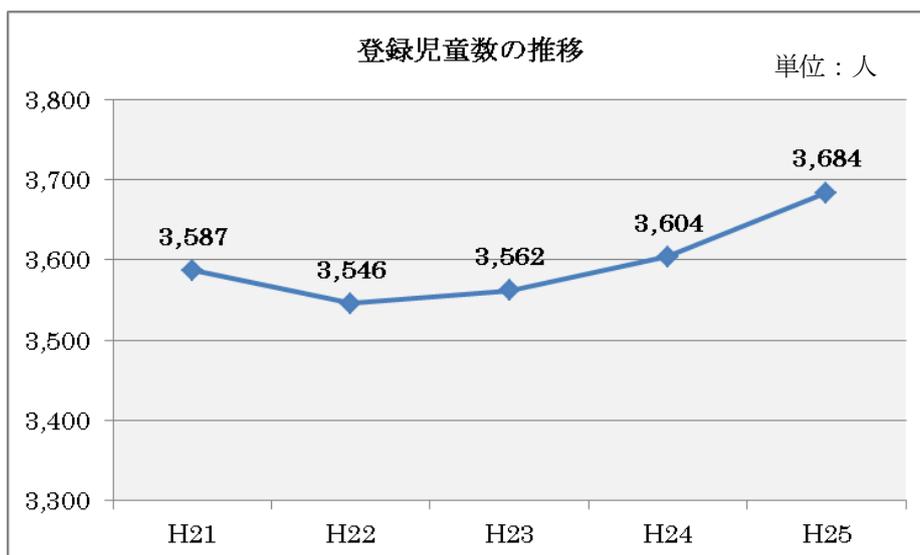
児童福祉法 第6条の3第2項

## 2. 実施状況・推移・摘要

〔事業の実施状況〕 ※ 1～6年生の登録児童数

単位：人

区分	年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
留守家庭児童会	箇所数	17	13	12	10	9	9
	登録児童数	880	611	623	440	418	417
子どもの家	箇所数	48	52	53	55	56	56
	登録児童数	2,630	2,976	2,923	3,122	3,186	3,267
合計	箇所数	65	65	65	65	65	65
	登録児童数	3,510	3,587	3,546	3,562	3,604	3,684



## 【類似事業】

⑦ ファミリー・サポート・センター事業 ⇒ 31ページ参照